

現場代理人及び主任技術者等選任（変更）通知書

平成 年 月 日

伊丹市自動車運送事業管理者 様

住 所 _____

請負業者名 _____ 印

代表者 _____ 印

1. 請負工事名 _____

2. 現場代理人
氏 名 _____ 年 月 日生

現場代理人の委任除外権限 _____

3. 主任技術者（監理技術者）
氏 名 _____ 年 月 日生

専任・非専任の別		<input type="checkbox"/> 専任	<input type="checkbox"/> 非専任
<input type="checkbox"/> 主任技術者	<input type="checkbox"/> 資格による。（資格名 _____） <input type="checkbox"/> 実務経験による。		
<input type="checkbox"/> 監理技術者	資格者証交付番号	資格者証 交付日	年 月 日
	建設業の種類	有する 資 格	
	※監理技術者資格者証の写し（表裏共）を添付のこと。		
※建設業法第26条第3項の規定に基づく専任の場合は次の書類が必要です。 （監理技術者の場合は不要です。）			
<input type="checkbox"/> 健康保険被保険者標準報酬決定通知書の写し又は健康保険被保険者証の写し			
<input type="checkbox"/> 住民税特別徴収税額通知書の写し			

4. 専門技術者
氏 名 _____ 年 月 日生

専門技術者	<input type="checkbox"/> 資格による。（資格名 _____）
-------	--

- (注) ① 特定・一般にかかわらず主任技術者の設置は必須条件です。（建設業法第26条第1項）
- ② 特定建設業者が4,000万円以上（建築一式の場合は6,000万円以上）の工事を下請させる場合には監理技術者が必要です。（建設業法第26条第2項）
監理技術者は主任技術者と兼ねることができます。
- ③ 請負金額が3,500万円以上（建築一式の場合は7,000万円以上）の場合は、主任技術者又は監理技術者は専任でなければなりません。専任の技術者は請負業者と直接的かつ恒常的な雇用関係を証する書類の提出が必要です。（建設業法第26条第3項）
- ④ 現場代理人は主任技術者又は監理技術者や専門技術者と兼ねることができます。
- ⑤ それぞれに経歴書を添付して下さい。